

第2期早島町障がい者活躍推進計画

本町では、令和2年4月に策定した「早島町障がい者活躍推進計画」に基づき、障がいのある人を対象とした採用選考の実施や、働きやすい職場環境をつくることに取り組んできました。

この度、現計画期間が終了することに伴い、さらなる障がい者雇用率の向上や障がいのある職員が安心して職務を遂行できる環境整備などに向けて、第2期計画を策定しました。

第2期計画では、法定雇用率の引き上げを見据えながら、計画的な雇用に取り組むとともに、引き続き、障がいのある職員が自分の能力を最大限に発揮できる働きやすい職場環境の整備などに取り組んでいきます。

機 関 名	早島町、早島町教育委員会、早島町議会
任 命 権 者	早島町長、早島町教育委員会、早島町議会議長
計 画 期 間	令和7年4月1日～令和10年3月31日（3年間）
障がい者雇用に関する課題	（町長部局） 法定雇用障害者数は、2人であり、2人の障がい者を雇用しており、法定雇用率を達成している。法定雇用率を下回ることはないよう、採用活動を行う。 （教育委員会部局） 法定雇用障害者数は、1人であり、1人の障がい者を雇用しており、法定雇用率を達成している。法定雇用率を下回ることはないよう、採用活動を行う。 （議会） 事務局は、職員総数が2名の機関であり、法定雇用義務は生じないことから障がいのある人の採用に取り組んでいない。
目標	
①採用に関する目標	各年度の6月1日時点における法定雇用率を達成すること。 （評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理を行う。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年度末、面談等により、当該年度採用者の定着状況を把握・進捗管理を行う。
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	
（1）組織面	（町長部局） ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障がいのある職員の相談窓口を設置し、人事所管課における採用関連業務担当者がその業務を担当する。 （教育委員会部局） ○障害者雇用推進者として生涯学習課長を選任する。 ○障がいのある職員の相談窓口を設置し、教育委員会における採用関連業務担当者がその業務を担当する。 （議会） ○障害者雇用推進者として議会事務局長を選任する。 ○障がいのある職員が配置される場合は、相談窓口を設置し、議会事務局職員がその業務を担当する。
（2）人材面	○障害者が配属されている所属の職員を中心に、年に1回以上、岡山労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、積極的な参加を募る。

2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出		
		○毎年度末に面談を行い、業務の適切なマッチングができているか点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理		
	(1) 職務環境	○毎年度末の面談により、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。
	(2) 募集・採用	○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がい者を排除し、又は特定の障がい者に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4 その他		
		○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。